

## その2・公園の魅力づくり

### 一 公園の魅力づくりの事例

ここ四〇五年、公園について『金太郎飴みたいに画一的な公園を量産している』『自然破壊をして公園を造っている』等の批判があるが、私たちは現在までに様々な試みを行っている。生き物を公園の魅力づくりのテーマとした例

- 横浜公園のチュウリップ（昭和五十八年）
- 弘明寺公園のカブト虫里親制度（昭和六十一年～平成元年）
- 本牧市民公園掘削に始まるトンボ池の環境復元（昭和六十二年）
- 歴史を公園造りのテーマとした例
- 元町公園の遺跡（洋館跡）発見に伴う見学テラス建設（昭和五十九年）
- 元町公園ゼラールの水屋敷水槽の発見（昭和六十二年）
- 元町公園のエリスマン邸の移築復元（平成元年～平成二年）
- みその公園の横溝家の現地保存（昭和六十三年～平成元年）
- 長屋門公園の地域利用施設としての古民家移築復元（昭和六十三年～平成三年）

### 他の都市施設との重層複合施設

○山下公園の地下駐車場（昭和五十九年～平成元年）

山下公園地下駐車場の最下部には山下ポンプ場があり駐車場の upper は人工地盤になっており、さらに港の見える丘公園、人形の家を結ぶ歩道橋の起点になっている。

ポンプ場→下水道局、駐車場→緑の協会、歩道橋→道路局、人工地盤公園→緑政局、このように各施設の設置者・主体が異なっており、正に重層複合施設の代表である

- 下水処理場上部利用公園・小港南公園・太尾公園・小菅ヶ谷公園
- 配水地上部利用公園

計画・建設のプロセスに地域住民が参加するワイクショップ方式の公園づくり（二十三頁参照）

### ① 弘明寺公園のカブト虫里親制度

ここでは、生き物を公園の魅力作りのテーマとした『弘明寺公園のカブト虫里親制度』について紹介したい。

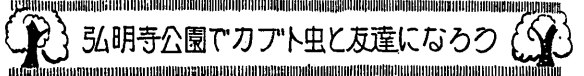
弘明寺公園は、京急弘明寺駅の前というよりも、弘明寺公園の中に駅があると言った方がよ

い立地にある。しかし、春のお花見、夏のプール利用以外には、来園者がいない状態であった。六十二年の台風による土砂の流失で民家への被害が発生し、これを契機に魅力ある公園にするために種々検討をした結果、公園でこどもがよく知っている生き物が採ればと考えた（公園は都市の自然を保全、環境復元が行える唯一の場）。ちょうど群馬県昭和村の赤城青少年野外活動センター付近には、カブト虫が毎年大量発生しているとの話を耳にし、問い合わせをしたところ、分けてもらえることになった。弘明

カブト虫と遊ぶ子どもたち



カブト虫と友達になろう！



緑豊かな弘明寺公園には、クヌギなどの落葉広葉樹が多く成育しています。弘明寺公園では、公園の新たな魅力づくりの一環として、カブト虫を育て、ふ化したカブト虫を公園内に放すことにしました。そこで南区区内の子供達が、カブト虫と友達になり楽しいひとときを過ごせるよう下記の観察会を開きます。

**カブト虫観察会**

・場所 弘明寺公園

・日時 7月19日(土)2:00~3:00(雨天欠行)

・対象 小学生まで

・カブト虫の飼いや採り方、一生などのお話  
(金沢自然動物園(北山動物園)園長 尾先生)

・カブト虫と手にとっての観察

・カブト虫の森づくりのお話  
(こども種物園園長 小勝元生)

**カブト虫の卵の観察会**

・8月30日(土)2:00より

自宅で育てたカブト虫の卵を持って、観察した後、公園内のカブト虫のお宿の工にもとして、来年又、会えるようにします。卵を持ってきてくれた子供には、飼育パスポートを渡します。

緑政局中部公園緑地事務所(春日公園内)  
TEL 711-7802



寺公園は、なら・こなら・けやき・さくらなどの落葉樹が多いというポテンシャルがあり、十年前まではそこかしこで採れたカブト虫の森の復元を行うには最適であった。

目的は、公園内でこどもがカブト虫を採れる森の復元であるが、公園の樹林地は、単純な管理により裸地となっており、カブト虫が産卵し、生育できる環境でないため、サンクチュアリーを設置を行うとともに、樹林地に落ち葉を集めるなどの環境復元に努めた。

さらに、情操教育、自然環境思想の啓発の観点から、夏休みの間、こどもに、カブト虫のつ

がいの生育を任せ、夏休みの終わりに卵を公園に持ってきた子に『カブト虫飼育パスポート』を渡し、翌年は、幼虫から飼育してもらおうカブト虫里親制度を取り入れた。

弘明寺公園のカブト虫は、一例であるが、生き物、歴史、重層複合施設、ワークショップ方式など各種の公園を造ってきている。

二——七つの問題点

公園に対する批判は七つの問題点として整理されると思われる。

- ① 禁止行為、行為制限の多さ
- ② 市民要望の変化(社会の多様化等にたいする順応の悪さ)

- ⑦ 箱物の設置要望
  - ① 他の都市施設との重層・複合利用
  - ③ 安全性の確保
  - ④ 市民意識(総論賛成、各論反対)
  - ⑤ 公園建設に対する不満
  - ⑥ 管理水準の低さ
  - ⑦ 愛護会活動における公園運営への参加要望
- 公園の活性化を阻害している要因として以上七項目が考えられるが、今回は紙面の関係上①④を考慮してみたいと思う。

① 禁止行為、行為制限事項の多さ

法における禁止行為は十項目あり、特に障害となるのは『鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること』『竹林を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること』『危険のおそれのある行為又は、他人の迷惑となる行為をすること』である。これらの禁止行為により、公園で鳥獣の類の捕獲を行う事はないが、バッタ、かぶと虫、トンボなどをとることもできない。また、筍がり、レンゲ摘み、菜の花摘み、木登りなど自然に親しむ行為が禁止事項になってしま

「公園は、市民全体の財産なので特定の住民だけに利益を与えることはできません」という管理者の一言で要望は片付けられ、公共性、公平性をたてにされると何となく納得したかたちになってしまふ。

次に、行為の制限事項は八項目ある。『競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会、その他これら類する催のための公園の全部または一部を一時的に独占して使用すること』『花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること』である。愛護会活動と称する単純役員による行政協力はたしている住民でさえも、公園をゲートボール等に使用する時は、行為許可申請と使用料の支払いが必要となる。また、夏の子供会花火大会、町内バーベキュー、暮の餅つき等についても申請が必要となり、同じく使用料の支払いが必要となる。

禁止行為については、生物環境復元を指した公園造りを行い、市民、地域住民のモラルの向上を計るとともに、自然環境への理解を得る事により弾力的運用が必要にならう。

例えば、『バッタのいる原っぱ広場・公園』をつくるには、草丈を三〇cm程度にし、地域住民と採る時期を決め、サンクチュアリーを設定する。近隣住民、地域住民には、自然界ではバッタだけでなく、『蚊』などの昆虫も同時に発生

するというような自然のメカニズムを理解してもらおう。

さらに、自然環境の理解と啓発、特色ある公園のアピールのために実行委員会を組織しイベントを行う。

行為制限事項の矛盾は、一般的には児童公園、近隣公園で起こるケースである。公園種別ごとの基準がないため、不合理と知りつつも法に基づき形式的に回答せざるをえない状態になる。児童公園、近隣公園の利用者は近隣住民であることから、住民の意向を的確に反映させる必要がある。各区の市民課が弾力的に運用していただければ大方の問題は解決すると考える。

#### ② 市民要望の変化（社会の多様化等にたいする順応の悪さ）

##### ⑦ 箱物の設置要望

最近、余暇の拡大、高齢化にともない公園利用も増大してくるなかで児童、近隣公園に、少年野球、ママさんソフト、ゲートボール等の利用の拠点になる、俗にいう箱物の建設要望が多くよせられている。これが後の『こどもログハウス』に変化するが、当初は、公園利用の拡大、特色ある公園づくりという観点から、利用者が減少する冬季、夏季と雨天時の対策の検討を行っていた。この時は、少年野球、ママさんソフト、

ゲートボール等々の会合や反省会、時には、連合町内会会議にも使える施設とし、忘年会などにも利用でき、夜間利用もできる施設と考えていた。当初の問題として、

- 一、町内会館（連合町内会館）は、公園施設でないため建設できない。
- 二、特定の団体に独占使用されてしまふ。
- 三、管理主体が地域住民では管理能力に問題がある。

の三点が指摘されていた。しかし、第一点は集会施設として位置づけ、さらに、第二点は連合町内会単位での運用団体の結成を行うことにより独占使用を防ぐことができる。また、第三点目は、実際に公園の管理を行っているのは地域住民（公園愛護会）であるから、運営能力も認めてよいのではないだろうか。公園内における箱物は、公園愛護精神の醸成と公園を中心としたコミュニティの形成という新たなソフトづくりには無くてはならないものと考えていたのである。

#### ④ 他の都市施設との重層・複合

現在まで、各都市施設は平面配置による設置を行ってきたが、今後は、公共施設用地確保の困難さと効率的な配置の観点からも、各施設が重層・複合する必要がある。

例えば、小・中学校と複合利用することによ

り、授業の無いときは自由利用ができ、閉鎖されないオープンスペースの確保になるし、さらに、保育園と公園が複合することにより、より広い広場が確保され、園児の運動能力の向上に役立つことだろう。また、都心部の公園の場合、都市構造の変化により、周辺に居住する住民が減少し、公園最大の利用者がホームレスとなっている。さらに、自然環境の悪化によりオープンスペースとしての特性を失った公園が数多くある。このような場合は、公園としての立地は最悪であるが、他の施設、例えば駐車場などの施設としては最良の条件を備えている。

このように、公園の複合・重層化により公園と地域の活性化が計られると共に、他の都市施設機能も補完できるようになる。具体的なイメージとしては、日照が確保できず、社会環境も悪い公園は、運動施設をビルの各フロアで行う、アトリウムを建設し、公園のインドア化を計ったり、地下、半地下に駐車場などの施設を設置し、複合・重層化を計る、などが考えられる。

重層・複合化は、解決すべき制度上の問題が数多くあるが実例もあり解決できない問題でない。公園法は全国一律の整備を前提にしており、三百万人を超える大都市を考慮に入れていないので、市民と都市が必要なならば制度と運用を交えるべきである。

### ③ 安全性の確保

『公園は安全でなければならぬ』。しかし、安全であることは事故がないことであり、事故のおきない施設を設置することである。この条件を満足させると、今度は、『公園には自然がない』という批判を受けることになる。

遊具の安全性の観点からは、『安全性は単純な動きにより確保される』。本市の遊具はよく研究されており、滑り台などは階段を登るときに「のけ反って手を離さ」ない限り転落しないし、滑面からの転落は考えられない。また、ブランコでは「手を離さ」ない限り事故はない。つまり単一運動しかないので事故は非常に少ないのである。しかし、最近では、単純なものよりも複合遊具のような『面白いもの』＝冒険が求められている。今後は、危険分担のコンセンサスを得る必要が生まれるであろう。

自然の中は、ポテンシャルが高く管理者の安全確保の予測がつかないので、今まで人工的な施設と置き換えることにより安全性を確保してきた。具体的には、灌漑用溜池や池を残すよりも埋め立てを行い広場を設置し危険を回避してきた。これは、無論市民要望でもあった。

現在は、失われた自然の復活を目指して、『環境復元』『エコ・シティー』などの言葉と運動が生まれているが、常に論議になるのは、

『命』と『自然』の二者択一論議である。ここでの論議は、「あそこに池があったから怪我をした」「あそこに〇〇があったから事故がおきた」「だから無い方がよい」。このような短絡思考が多い。事故は未然に防ぐ努力はしなければならないが、多くの市民と未来の市民が甘受すべき自然環境を、レアーケースにより判断し、失ってはならない。

今後の課題として、安全確保のために市民と責任分担を行うべきであり、自然環境保全、環境復元の啓発など市民へのPRを行う必要があるだろう。

### ④ 市民意識（総論賛成、各論反対）

公園建設にあたっては、地元説明会をおこなう。公園は、一般的には歓迎される施設ではあるが、隣接する住民からは苦情が相次ぐ。例えば、「山に囲まれた自然が気に入ってこの地に移り住んだが公園になると環境が変わるので建設反対」。前記の住民が今度は「公園が南にあって日当たりが悪いので樹木を切ってほしい」。「遊具は音がしてうるさいので設置しないでほしい」「トイレは是非必要だが、自分の家の前では困る」。この様に千差万別の苦情や反対意見が続出する。

さて、ここで問題になるのは反対される施設

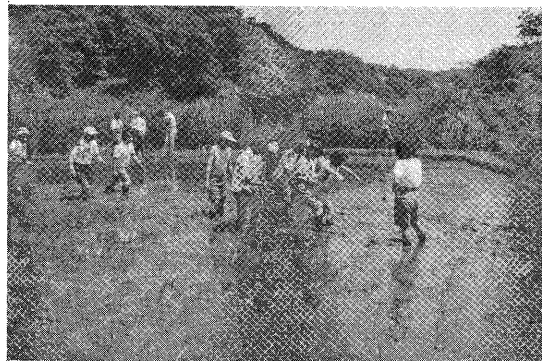
横浜公園のチューリップ



トンボ池（本牧市民公園）



舞岡の田植え



の設置についてである。地域に必要なものは、地域が要求したときに設置すればよいのではないか。つまり、「公園施設だから設置する」のではなく、住民が選択することができるようにする——木製遊具にしてもこどもログハウスにしても住民の要望がまとまったときに設置すべきものではないか（同じ費用がかかるなら喜ばれるときに設置したほうが有効な投資である）。

### 三——公園の多様な可能性

以上が公園の阻害要因であると同時に裏返せ

ば活性化につながるものである。公園ぐらゐ自由な意見を言え、自由な施設が設置でき、利用できる施設は他の都市施設にはみられない。もし、問題があるとすれば、『規則の運用、施設の運用管理機能のバリエーションの少なさによるものである。』

横浜公園の『チューリップ』、弘明寺公園の『カブト虫里親制度』による地域イベント、本牧市民公園の『トンボ池の環境創造』（地域住民によるトンボ・イベント）、『ワークショップによる公園づくり』（建設時にはエネルギーが高いが時間の経過と共に住民の関心がうすれる。

今後の課題として持続するワークショップ・完成しないワークショップ（持続性）の検討が必要であろう）、『舞岡公園の農業景観保全』（舞岡の特徴は水田の原風景の保存である。農業という産業では横浜の田園風景の存続は有り得ず、公園の景観とし、景観保全の市民活動にのみ持続可能であろう）、このように、チューリップなどの花が咲き、カブト虫やトンボがとれ、失われつつある田園風景を保全、育成する農業体験のフィールドが市民に提供され、さらに、公園づくりも住民参加で行われるなど、公園には色々な特色と多様な可能性がある。

△吉田〓緑政局公園部建設課建設第二係長▽